

研修参加・資格認定の対象者について

(一財) 児童健全育成推進財団

本財団で実施する児童厚生員等研修への参加及び認定児童厚生員資格の対象者は、次のとおりです。

| | |
|--------------|--|
| 1.児童館職員 | (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第38条2による児童の遊びを指導する者(児童厚生員) |
| | (2) 上記以外の施設長等 |
| 2.放課後児童クラブ職員 | 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 第10条第3項に基づき、市町村条例で定められた放課後児童支援員 |

※児童福祉法 第40条に定める児童館、及び同第6条3第2項に定める放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する現任者が対象となります。

但し、以下のいずれかに当てはまる場合は、研修会への参加及び認定児童厚生員資格は取得できません。

1. 児童福祉法に定める児童館、放課後児童クラブではない場合。
2. 学生アルバイト、またはボランティア(有償・無償を問わず)の場合。
3. 週3日未満、もしくは月12日未満の勤務の方(目安として年間勤務時間が1000時間未満)、夏休みなど長期学休期間のみ勤務している場合。
4. 研修会最終日から1年以内に離職の予定がある場合。
5. その他、本研修・資格の趣旨に合致しない場合。

-
- ・ 上記事項について確認や問い合わせをさせていただくことがあります。
 - ・ また、勤務状況を証明する書類の提出を求められることがあります。